

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2013

月刊

中小企業レポート

5

No.438

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成25年度

長野県中小企業融資制度のご案内



KENSHIN chushokigyo kaikai katsuyou loan

お客さまの事業運用のキーポイント
未来の扉を開けるカギに。

事業性資金[運転資金・設備資金]に 中小企業会計活用ローン

ご融資金額
100万円以上
5,000万円以内

最大年0.3%
金利優遇

- ◆中小企業が準拠すべき会計ルールとして新たに公表された「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストをご提出いただいた場合、年0.2%金利優遇いたします。
- ◆「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」または(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」をご提出いただいた場合は、更に年0.1%金利優遇いたします。

※金利優遇内容は店頭またはホームページでご確認ください。

●ご融資にあたっては当組合所定の審査がございます。ご利用いただける条件を満たしていても審査によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

-
- 2 **特集**
平成25年度
長野県中小企業融資制度のご案内
-
- 9 **労務管理のポイント**
賃金（給料）の支払方法
-
- 10 **企業組合事例**
高齢者協同企業組合 泰阜(下伊那郡泰阜村)
住み慣れた地域で、最後まで
安心して暮らせるためのケアを
-
- 14 **ものづくりの歴史を訪ねて～**
上田市 常田館（笠原工業株式会社）が
国の重要文化財に指定されました
-
- 16 **ものづくり中小企業・小規模事業者試作開
発等支援事業の公募が始まりました。**
-

《郷土玩具 中野土人形》

中野市の土人形には、奈良家で制作されている縁起物や風俗物を題材にした中野人形と、西原家で制作されている歌舞伎を題材とした立ヶ花人形があり、この両者を合わせて「郷土玩具 中野土人形」と呼ばれています。特色の異なる土人形が、昔ながらの伝統技法で、現在も同一地域内で制作されている地域は全国でも中野市だけです。

毎年3月31日に開催される中野ひな市では、店舗販売されていない中野土人形が展示即売されるため、人形を求めて全国から愛好家が集まります。

（撮影協力：中野人形 奈良家5代目 奈良 久雄 氏）



特集 平成25年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

長野県中小企業融資制度資金一覧表

例えばこんなときご利用ください	資金名		限度額 (組合は別途)	利率 (年)	貸付期間 (上限) () 内建物等	据置 () 内建物等	信用保証料
・ 早期に借入をしたい ・ 事業資金が必要な方	中小企業振興資金 (3ページ)	一般	設備 1億円 運転 (長期・短期) 5,000万円	2.3% (1年以内2.0%)	設備7年 (13年) 運転5年	設備12月 運転6月	2.2%以内
・ 売掛金債権や棚卸資産を担保として借入をしたい		流動資産担保	運転 5,000万円	2.0%	運転1年	なし	0.68%
・ 月々の返済負担を軽減するため、県制度資金を借り換えたい		緊急借換対策	運転 3,000万円 (県制度資金残高に限る)	2.3% (知事が特に認めるものは、2.1%)	運転7年	運転12月	2.2%以内
・ セーフティネット保証7号 ・ 売上・収益が減少し、経営安定のために資金が必要	経営健全化支援資金 (4ページ)	経営安定対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.1%	設備9年 運転7年	設備12月 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内
・ セーフティネット5号 ・ セーフティネット1～4、6、8号 ・ 売上・収益が著しく減少し、経営安定のために資金が必要		特別経営安定対策	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.8%	設備9年 運転7年	設備12月 運転12月	
・ 円高等の影響を受け、売上高等が減少している方 (緊急円高対策資金)		緊急円高対策資金	運転 5,000万円 ※特別経営安定対策との合計で	【固定】1.8% 【変動】1.5%以内	運転7年	運転12月	セーフティネット保証利用の場合自己負担なし
・ 災害に被災し、資金が必要		災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.8% 北部地震被災者は1.3%	設備10年 (12年) 運転5年	設備12月 運転12月	
・ これから創業しようとする方 ・ 創業間もない方	創業支援資金 (5ページ)		設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で2,500万円)	1.8%	設備7年 (10年) 自動車5年 運転5年	設備12月 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場合自己負担なし
・ 新たな事業展開を図る方 ・ 経営革新計画の承認を受けた方 ・ 先端技術機器を導入する方 ・ 新分野へ進出しようとする方 ・ 事業継承をしようとする方	新事業活性化資金 (6ページ)	事業展開向け	設備 1億円 新事業活動促進法認定事業者等の場合1.5億円 運転 3,000万円	2.1% (知事が特に認めるものは、1.8%)	設備7年、9年、10年 (12年、13年) 運転5年、7年	設備12月、24月 (36月) 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 経営革新関連保証等利用の場合自己負担なし
・ 商店街の活性化を図ろうとする方 ・ 地場産業の活性化に取り組む方 ・ 観光資源を活用して宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の整備を図ろうとする方		地域活性化向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備7年 (12年) 運転5年	設備12月 運転12月	
・ 環境規制に対応するための研究開発、生産設備導入を行う方 ・ 事業用建築物の耐震補強を行う方 ・ 宿泊施設の防火安全対策を行う方 ・ 地下タンクの流出事故防止対策を行う方		防災・環境調和向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	2.1%	設備10年 (13年) 運転7年	設備24月 (36月) 運転12月	
・ 工業団地に工場等 (研究開発施設含む) の新設、移転を行おうとする方		企業立地向け	設備 3億円 (知事特認5億円) 研究開発施設に限り設備5億円 運転 5,000万円		設備15年 研究開発施設に限り運転7年	設備36月 研究開発施設に限り運転12月	
・ 現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方 ・ 現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換を開始する方又は、間もない方		次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円	1.8%	設備10年 (13年) 運転7年	設備24月 (36月) 運転12月	
・ 節電・省エネルギー対策のための設備の設置等を行おうとする方		節電・省エネ対策向け	設備・運転合計5,000万円		設備10年 運転7年	設備24月 運転12月	
・ 海外への販路開拓等を行おうとする方		海外展開向け	設備 1億円 運転 3,000万円	2.1%	設備7年 (12年) 運転5年	設備12月 運転12月	県補助により自己負担1.1%以内
・ 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善を図ろうとする方	経営力強化支援資金 (7ページ)		設備 1億円 運転 3,000万円	1.8%	設備7年 運転5年、10年	設備12月 運転12月	2.0%以内
・ 東日本大震災の影響を受け、売上高が減少している方	東日本大震災復興支援資金 (7ページ)		設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.5%	設備10年 運転8年	設備24月 運転24月	県・市町村補助により自己負担なし
・ 法的整理中であるが、事業再生のために資金を必要とする方 ・ 長野県中小企業再生支援協議会、(株)地域経済活性化支援機構、(株)整理回収機構、長野県信用保証協会又は金融機関の再生支援担当部門の支援を受けて再生を図ろうとする方	再生支援資金 (7ページ)		運転 5,000万円	金融機関所定	運転3年、10年	運転なし、12月	県補助により自己負担1.1%以内

ご利用前にご覧ください。

[1] ご利用できる方

中小企業信用保険法に該当する中小企業者等（一部業種を除く）

〔中小企業の範囲〕

業種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
建設業・その他産業	3億円以下	300人以下

（資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。）

※原則として県内に事務所・事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります（新規開業予定者を対象としている資金もあります）。

※詳しくは信用保証協会又は県経営支援課・県地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

[2] ご利用できない方

- ・農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等は対象となりません。
- ・信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方（事業再生保証は除く）
- ・手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・経営継続の見込みのない方
- ・悪質な税滞納のある方
- ・営業と家計が分離していない方 等

[3] ご利用前にご確認ください。

- 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- 初めて制度資金をご利用になる場合は、事業実態を確認（現地調査）させていただきます。
- 県内に本支店のある都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金、県信連、農協（信用保証協会と契約のある場合に限り）で取扱っております。
- 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります（貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません（短期資金は除く））。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。
 - ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
 - ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの
 - ・既に設置取得等がなされているもの

[4] 信用保証料補助制度について

- ・経営健全化支援資金、創業支援資金、新事業活性化資金（海外展開向けは除く）、東日本大震災復興支援資金を利用する

場合、県と市町村が信用保証料を補助します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。

- ・新事業活性化資金（海外展開向けに限る）及び再生支援資金については、県が信用保証料の一部を補助します。
- ・中小企業振興資金及び経営力強化支援資金については、信用保証料補助制度はありません。

〔信用保証料の計算方法（県制度資金の場合）〕

信用保証料＝据置期間分保証料＋割賦返済部分保証料

据置期間分保証料＝保証金額×据置期間／365×保証料率

割賦返済部分保証料＝保証金額×（保証期間－据置期間）／365×保証料率×割賦返済回数別係数

〔県制度資金に係る保証を利用した場合（経営健全化支援資金・創業支援資金・新事業活性化資金（海外展開向けは除く）・東日本大震災復興支援資金）〕

信用保証料率	割引	県補助割合	市町村補助割合	中小企業支払分保証料割合
（責任共有制度対象） 0.35％～1.90％	有担保 △0.10％	2／5	2／5	1／5
（責任共有制度対象外） 0.40％～2.20％	中小企業会計 △0.10％			

（セーフティネット保証等、県・市町村の全額補助により中小企業者負担がない場合があります。）

[5] 担保・保証人の取り扱い

- ・法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を保証人とする場合があります。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者
- ②本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等

- ・担保については、原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとしています。信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保・無保証人による貸付が受けられる場合があります。この場合には、法人代表者が保証人となる必要があります。

資金メニューのご案内

※限度額の（ ）内は、事業協同組合等の中小企業団体の場合です。

■中小企業振興資金（一般枠）

- 【対象者】 経営の安定又は合理化のための資金を要する方
- 【限度額】 [設備] 1億円（1億1,000万円）
[運転] 5,000万円（6,000万円）
- 【利率】 年2.3％
貸付期間1年以内の場合 年2.0％
- 【期間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内（うち据置1年以内）
[運転] 5年以内（うち据置6月以内）
- 【信用保証料】 2.20％以内

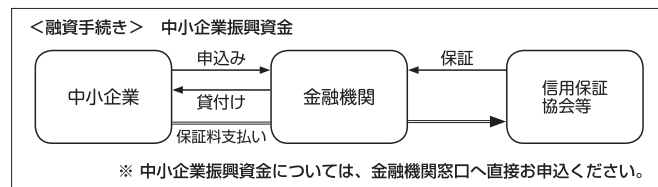
- 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。

■中小企業振興資金（流動資産担保枠）

- 【対 象 者】 売掛金債権や棚卸資産を担保として、流動資産担保融資保証制度を利用して融資を受けようとする方
 【限 度 額】 [運転] 5,000万円
 【利 率】 年2.0%
 【期 間】 [運転] 1年以内(根保証を利用する場合は1年)
 【信用保証料】 0.68%
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 売掛金債権、棚卸資産

■中小企業振興資金（緊急借換対策枠）

- ＜取扱期間：平成26年3月31日まで＞
 【対 象 者】 経営の安定のために県制度資金の借入金を借り換える方
 【限 度 額】 [運転] 県制度資金の借入金残高に限り3,000万円
 【利 率】 年2.3%
 次のいずれかに該当する場合 年2.1%
 ① 小規模事業者※
 ② 中小企業振興資金を除く資金の借入金を借り換える方
 ③ 中小企業振興資金の借入金を借り換える方で、元金返済開始後2年以上又は当初貸付期間（据置期間を除く）の1/2以上経過している方
 ※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は5人）以下の会社又は個人等をいいます。
 【期 間】 [運転] 7年以内（うち据置1年以内）
 【信用保証料】 2.20%以内
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。
 【そ の 他】 ・この枠で借り換える場合には、新規の借入額を追加することはできません。
 ・過去に県制度資金の借換を行った貸付金についても、さらに一回に限りこの枠で借り換えることは可能です。



■経営健全化支援資金（経営安定対策）

- 【対 象 者】 ① セーフティネット保証制度7号に該当する方
 ※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
 ② 経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、

経営向上に取り組む方（知事特認）

- (ア) 最近3ヶ月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少
 (イ) 最近6ヶ月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少
 (ウ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べて同じか減少

- 【限 度 額】 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円
 【利 率】 年2.1%
 【期 間】 [設備] 9年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 7年以内（うち据置1年以内）
 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
 セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。

■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

- 【対 象 者】 ① セーフティネット保証制度5号に該当する方
 ② セーフティネット保証制度1～4号、6号、8号に該当する方
 ※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
 ③ 経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）
 (ア) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3か月間の売上高が前年同期に比べ5パーセント以上減少していること。
 (イ) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3か月間の売上高が前年同期に比べ同じか減少しており、かつ、直近決算期の収益性が0パーセント以下で次の式を満たすこと。

$$1 \text{ 期前の決算期の収益性} - \text{直近決算期の収益性} \geq 1.5\%$$

 (ウ) 円高等の影響により、最近3か月以内（1か月単位）の売上高等が、その前の同期間に比べ5パーセント以上減少している方又は最近3か年のいずれかの年の同期間と比べ5パーセント以上減少しており、かつ、前年同期に比べ減少している方（緊急円高対策資金）
 ④ 連鎖倒産を防止するために資金を必要とする方

- 【限 度 額】 [設備] 3,000万円 [運転] 5,000万円
 【利 率】 年1.8%
 当初利率年1.5%以内の変動金利型（対象者③（ウ）に該当する場合のみ選択可）
 【期 間】 [設備] 9年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 7年以内（うち据置1年以内）
 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
【保証人】 原則として法人代表者以外不要
【担保】 必要に応じて徴する。

■経営健全化支援資金（災害対策）

【対象者】 災害により被災し、市町村長のり災証明を受けた方
【限度額】 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円
【利率】 年1.8%
 長野県北部地震の直接被災者 年1.3%
【期間】 [設備] 10年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 5年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
 セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
【保証人】 原則として法人代表者以外不要
【担保】 必要に応じて徴する。

■創業支援資金

【対象者】 新規開業予定者及び新規開業者で事業実施のために資金を必要とする方
【限度額】 [設備] 3,000万円 [運転] 1,500万円
 ※個人の新規開業予定者の場合は、設備・運転の合計で、自己資金の範囲内で2,500万円
 ただし、創業関連保証を利用できる場合は、1,000万円まで自己資金不要
【利率】 年1.8%
【期間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等10年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 5年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
 創業等関連保証、創業関連保証利用の場合は自己負担なし
【保証人】 原則として法人代表者以外不要
【担保】 必要に応じて徴する。
【その他】 ・個人で事業を開始する場合は商工会の経営指導員等による経営指導を受ける必要があります。
 ・創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、原則2,500万円まで無担保、無保証人による貸付となります。（法人代表者を除く。）

■新事業活性化資金

A 事業展開向け

【対象者】 ①ーa 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方
 ①ーb 中小企業新事業活動促進法の認定事業者（経営革新計画の承認事業者等）、地域中小企業育成プロジェクト事業支援対象事業者、「社員の子育て応援宣言！」を行った事業者（宣言内容に必要な資金に限ります。）
 ①ーc 中小企業地域資源活用促進法・農商

工連携促進法の認定事業者、長野県地域産業活性化基金・長野県農商工連携支援基金の助成を受けた事業者
 ② 先端技術機器の導入、IT化により、業務の合理化を図ろうとする方

③ーa 事業転換・新分野への進出を図ろうとする者
 ③ーb 建設業を営む方で、新分野への進出により事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方
 ④ 既存事業を譲り受け、当該事業により事業の拡大を行おうとする方
 ⑤ 特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方

【限度額】 [設備] 1億円 対象者①ーb・①ーc・④に該当する場合 1億5,000万円
 [運転] 3,000万円
【利率】 年2.1%
 対象者①ーc・④で商店街の既存店舗を譲り受ける者に該当する場合 年1.8%

【期間】 [設備] 7年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）、対象者①ーaに該当する場合9年以内（うち据置1年以内）、対象者①ーb・①ーc・③ーb・④の場合10年以内（うち据置2年以内）、対象者①ーb・①ーcに該当する場合建物等13年以内（うち据置3年以内）
 [運転] 5年以内（うち据置1年以内）、対象者①ーa・①ーb・①ーc・③ーb・④に該当する場合7年以内（うち据置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
 経営革新計画の承認事業者等の場合は自己負担なしとなる場合があります。

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

【その他】 経営革新計画の承認、地域資源の活用、農商工連携については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

B 地域活性化向け

【対象者】 ①ーa 地域の特色を生かした商店街創造支援事業、中心市街地再生モデル構築事業及び街なか創業塾設置モデル事業（市町村が行う同種の事業を含む。）の対象地区において、空き店舗の活用により地域の活性化を図ろうとする方
 ①ーb 商店街や店舗、卸団地の活性化（アーケードや街路灯の設備、商店街の空き店舗への出店等）を図ろうとする方
 ② 県産品の需要開拓、地場産業の活性化を図ろうとする方
 ③ 観光資源を活用して、宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の設備を

		図ろうとする方
	④	高齢者や障害者に配慮した施設整備をしようとする方
【限度額】	【設備】	1億円 対象者①-a・①-bに該当する場合 1億5,000万円
	【運転】	3,000万円
【利率】		年2.1%
		対象者①-aに該当する場合 年1.8%
【期間】	【設備】	7年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）
	【運転】	5年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】		県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
【保証人】		原則として法人代表者以外不要
【担保】		必要に応じて徴する。

C 防災・環境調和向け

【対象者】	① RoHS指令等に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
	② グリーン調達に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
	③ リサイクル施設、公害防止施設、産業安全衛生施設の整備を図ろうとする方
	④ 自己使用事業所での吹き付けアスベスト除去を行おうとする方
	⑤ 最終処分場の延命化を図ろうとする方
	⑥ 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方
	⑦ 宿泊施設の防火安全対策の機能改善を図ろうとする方（取扱期間：平成26年3月31日まで）
	⑧ 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方
【限度額】	【設備】 1億5,000万円 【運転】 3,000万円
【利率】	年2.1%
【期間】	【設備】 10年以内（うち据置2年以内）、建物等13年以内（うち据置3年以内）
	【運転】 7年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。

D 企業立地向け

【対象者】	① 工業団地に製造、流通に係る施設の新設又は移転を行おうとする方で土地・建物の投資額が1億円以上の方
	② 工業団地に新技術・新製品の研究開発のための施設の新設又は移転を行おうとする方で、設備投資額が1億円以上の方
【限度額】	【設備】 3億円 分譲後3年以内に常時雇用従業員を10名以上新規雇用見込みの場合 5億円
	対象者②に該当する場合 5億円
	【運転】 対象者②に該当する場合 5,000万円
【利率】	年2.1%
【期間】	【設備】 15年以内（うち据置3年以内）

【運転】 対象者②に該当する場合 7年以内（うち据置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

E 次世代産業向け

- 【対象者】 ① 現在の事業から次の次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方で、計画の作成開始から新規事業の開始まで現在の事業の継続が認められる方
- ② 現在の事業から次の次世代産業への新規参入・事業転換計画を有し、1年以内に新規事業の開始が可能である方又は新規事業開始後1年未満の方

《次世代産業》

環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野

【限度額】	【設備】 1億円 【運転】 3,000万円
【利率】	年1.8%
【期間】	【設備】 10年以内（うち据置2年以内）、建物等13年以内（うち据置3年以内）
	【運転】 7年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。

F 節電・省エネ対策向け

- 【対象者】 ① 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る。）の導入等を行おうとする方
- ② エネルギーの使用の合理化に資する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の一に掲げる120の施設）の導入等を行おうとする方
- ③ 非化石エネルギーを使用する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の二に掲げる7施設）の導入等を行おうとする方

【限度額】	【設備・運転合計】 5,000万円
	※省エネルギー・節電支援保証の保証限度額内での取扱いになります。
【利率】	年1.8%
【期間】	【設備】 10年以内（うち据置2年以内）
	【運転】 7年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。
【その他】	融資対象設備については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

G 海外展開向け

- 【対象者】 ① 出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得を行おうとする方
- ② 出資割合が10%以上である又は永続的な

- 関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付を行おうとする方
- ③ 外国における支店、工場等の設置又は拡張を行おうとする方
- ④ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育又は調査を行おうとする方

【限 度 額】 [設備] 1億円 [運転] 3,000万円
 【利 率】 年2.1%
 【期 間】 [設備] 7年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 5年以内（うち据置1年以内）

【信用保証料】 県の信用保証料補助により自己負担1.1%以内
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。
 【そ の 他】 ・ 県内に本社機能を有する方であること。
 ・ 現在の事業の縮小又は県内事業所の閉鎖あるいは従業員の雇用調整を伴わないものであること。

■経営力強化支援資金

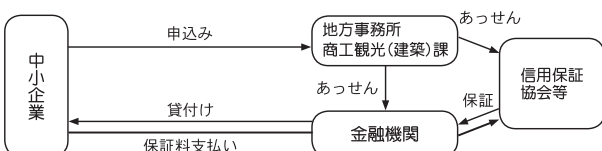
【対 象 者】 認定経営革新等支援機関[※]の支援を受けて策定した事業計画の実施のために資金を必要とする方
 ※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条の第1項に規定する支援機関をいいます。

【限 度 額】 [設備] 1億円 [運転] 3,000万円
 【利 率】 年1.8%
 【期 間】 [設備] 7年以内（うち据置1年以内）
 [運転] 5年以内、県制度資金の借換10年以内（うち据置1年以内）

【信用保証料】 2.0%以内（一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ）
 ※経営力強化保証の保証限度額内での取扱いになります。

【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。
 【そ の 他】 自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関に進捗の報告を行う必要があります。

＜融資手続き＞新事業活性化資金（海外展開向けに限る）・経営力強化支援資金
 ※事前に金融機関・信用保証協会にご相談ください。

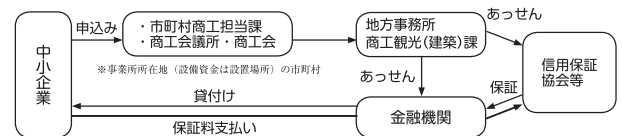


■東日本大震災復興支援資金

【対 象 者】 東日本大震災復興緊急保証を利用できる方
 ※東日本大震災復興緊急保証の具体的な内容については、地方事務所商工観光（建築）課・信用保証協会にご相談ください。
 ※東日本大震災復興緊急保証の認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。

【限 度 額】 [設備] 3,000万円 [運転] 5,000万円
 【利 率】 年1.5%
 【期 間】 [設備] 10年以内（うち据置2年以内）
 [運転] 8年以内（うち据置2年以内）
 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担なし
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。

＜融資手続き＞経営健全化支援資金・創業支援資金・新事業活性化資金（海外展開向けは除く）・東日本大震災復興支援資金
 ※事前に金融機関・信用保証協会にご相談ください。



■再生支援資金

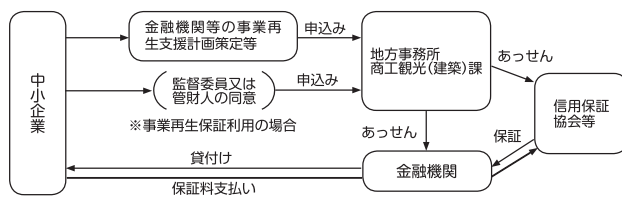
- 【対 象 者】 ① 長野県中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて事業再生を図ろうとする方（事業再生円滑化関連保証利用）
 ② 法的な再建手続き中の中小企業者で、関係機関の支援が得られており、事業再建の見通しが認められる中小企業者（事業再生保証利用）
 ③ 長野県中小企業再生支援協議会、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社社整理回収機構の支援を受けて再生計画を策定し、事業再生を図ろうとする方
 ④ 長野県信用保証協会の支援を受けて再生計画（求償権消滅保証計画に基づくもの）を策定し、事業再生を図ろうとする方
 ⑤ 取扱金融機関の再生支援担当部門の支援を受けて再生計画（私的整理ガイドラインに準じた再生計画）を策定し、事業再生を図ろうとする方

【限 度 額】 [運転] 5,000万円
 【利 率】 金融機関所定
 【期 間】 [運転] 10年以内（うち据置1年以内）
 対象者①・②に該当する場合 3年以内（据置なし）

【信用保証料】 県の信用保証料補助により自己負担1.1%以内
 【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要
 【担 保】 必要に応じて徴する。
 【そ の 他】 融資実行後に、金融機関及び信用保証協会による定期的な進捗管理を行います。

＜融資手続き＞再生支援資金

※事前に金融機関・信用保証協会にご相談ください。



自動車税の納期限は

自動車をお持ちの
みなさま!

5月31日金です

県内の金融機関、郵便局、
地方事務所税務課のほか、
コンビニエンスストアでも
納付できます

全国23チェーン店の
コンビニエンスストア
で24時間利用可能

納税証明書は車検の際に必要ですので、大切に保管してください



長野県総務部税務課

お問い合わせ先 ☎ 026-235-7051

賃金（給料）の支払方法

給料は口座振込ではなく、現金でほしい（またはその逆）

今月は給料を小切手で支払われた

総支払額から税金、公的保険料の他、何かいろいろ天引きされている

通常25日支給なのに月末になってようやく支給された

など賃金（給料）の支給に関しても時々疑問を投げかけられます。

労働基準法では、賃金は、「通貨で」、「直接」、「その全額」を「毎月1回以上」、「一定の期日を定めて」従業員に支払わなければならない、という賃金支払についての5つの原則を定めています。

ここでいう通貨とは、日本国内において強制通用力のある貨幣のことであり、日本銀行券（紙幣）と铸造貨幣のことをいいます。

口座振込については、従業員の同意を得て、本人口座に振込み、賃金の全額が所定の賃金支払日に払い出し得るような条件のもとで認められていますが、あくまで基本の支払方法は現金であるため、本人の同意がない以上は口座振込を強制することはできません。

小切手については外国では賃金としての支払が認められている国もあるようですが、不渡りの可能性や利便性を考えると、日本では通貨払いの原則に抵触すると解されています。

賃金からの天引きについては、税金や公的保険料など法令で定められたもの以外は、事業場の従業員の過半数代表との書面協定（労使協定）が必要となります。この書面協定で対象となるのは、購買代金、住宅・寮などの福利厚生施設、社内預金、組合費などが考えられます。まず、その協定の有無や内容を確認する必要があるでしょう。

給料の支払い日の遅延については、一定期日払いの原則がありますので違反とはなりますが、現実的な対応としては、支給が遅れた理由を明確にしてもらい、今回の遅延が一時的なものなのか、今後も続く可能性があるのかを見極め、場合によっては就業規則で給与の支給日を変更することも必要となります。しかし、「毎月1回以上」の原則に反することのないようにしましょう。

また、「通貨払い」と「全額払い」には例外が定められています。

先ほど説明した賃金全額払いの場合の例外は労使協定を締結した場合であり、当該事業場の労働者全体に効力が及びます。一方、「通貨払い」は労働協約に別段の定めがある場合は通貨以外の実物給与（通勤定期乗車券などでしょうか）が認められます。ここで注意するのは労働協約であることです。労働組合がないと労働協約は締結できません。また、締結しても原則としてその労働協約を締結した組合員にしか効果は及びません。少数組合が複数存在している場合などは管理面で注意が必要です。

私も数社にて通算20年程サラリーマン時代を経験していますが、当たり前のように給料は口座振込でした。口座振込に同意した覚えは…？です。

まあ、不便がなかったので気にはしていませんが…。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明

住み慣れた地域で、最後まで安心して暮らせるためのケアを



本田玖美子理事長



「悠々食堂」でお茶の時間を楽しむ

人口約1,800人、高齢化率約38%と、日本の少子高齢社会の先端をゆく下伊那郡泰阜村。介護保険制度が始まる十数年も前から、在宅福祉に力を入れる福祉先進自治体として知られてきた。「高齢者協同企業組合泰阜」は2009年、この自然豊かな山里の村に日本初の高齢者のための企業組合として設立。年をとって身体が不自由になっても「最後まで安心して住み慣れた地域で住み続ける」ことを可能にするシステムを構築し、日本の福祉の将来を先取りしていると高く評価されている。

誰もが立ち寄り、ゆったりと過ごす場

「地域交流センター悠々」と看板がかけられた玄関を入ると、広々とした明るいフローリングの中に、掘りごたつのある畳コーナーと薪ストーブが置かれたリビング。最新刊の本や雑誌、人気漫画が揃った図書コーナーもある。

その隣の白木づくりの大テーブルでは、ケアが必要なお年寄りとスタッフの女性、子どもから大人まで地域の人たちが一緒に食事を楽しんでいる。サンデッキに面した明るい「悠々食堂」での日常風景だ。

この「長屋横町」を取り囲むようにして、ケア付き高齢者共同住宅「悠々長屋」（永住者用7戸・民宿用3戸）が並ぶ。1DKの個室にはトイレ、システムキッチン、冷蔵庫、押入れ、ウォークインクローゼット、仏壇棚、

収納庫が完備。リビングとの仕切りは格子戸のみで、リビングの生活音や食事の匂いが部屋の中まで届く。

この地域交流センター悠々は、誰もが何の目的も持たずに立ち寄り、ゆったりと過ごす場。国交省まちづくり交付金を得て建設された。すべてバリアフリーで、重度の障がい者にも使いやすく工夫されたトイレ、広々としたリフター付き浴室など、最先端をいく福祉設備を完備している。

大原則は「ニーズに応じたケア」

現在、悠々長屋の入居者の平均年齢は89歳。食事での穏やかな表情に、全員が認知症や重い精神疾患を持つお年寄りと聞いて驚いた。

「年をとって身体が不自由になっても、住み慣れた地域で、最後まで安心して暮らせるためのケアは介護保険にはありません。介護保険では救えない、精神的なよりどころが必要なお年寄りの心の支えになる交流センターと、もしもの時いつでも泊まれるケア付き住宅をつくりたい。そう思ったのが原点です」と、同組合の本田玖美子理事長は語る。

入居者は3度の食事と10時、3時のお茶以外、時間の過ごし方はまったくの自由。地域住民が集まる地域



誰もが思い思いに過ごせる「長屋横町」（地域交流センター悠々）



図書コーナー

生活リハビリに参加したり、近所の友人宅に出かける人もいます。

大原則は「ニーズに応じたケア」。入居者がトイレをしたいと言った時に介助し、散歩がしたい、地域の祭りに参加したいと言えば連れて行く。「普通の人間らしい笑顔を取り戻すためには、本人のニーズに従ってケアをする以外にないんです」。

大学で社会福祉方法論を教えていた本田理事長の理念がここに活きている。



格子戸で仕切られた居室



ケア付き高齢者共同住宅の室内



広々とした最先端のリフター付き浴室

つねに人手が足りないという悩み

同センターは常勤4名（看護師、調理師、介護福祉士などの有資格者及び事務職）、非常勤ヘルパー、非常勤賄い、当直ボランティアなどのスタッフが運営。入居者のケアだけでなく、悠々食堂、村民だれでもショートステイといった、地域住民を対象とする数々の「暮らしのコンビニサービス」事業も担う。

さらに、年60時間以上のボランティアが加入条件となっている組合員（64名）をはじめ、入居者の家族を含む村内外の人々がボランティアとして参加。高齢者も草取り、薪割りなど、それぞれができることを「自分の家の離れのような感覚」で手伝っている。ちなみにスタッフは一律の時給（長野県の最低賃金）が支払われるが、理事長はじめ役員（4名）は無給だ。

現場はつねに人手が足りないという悩みを抱えながら、運営スタッフの頭が下がるような献身的ケアに支えられている。本田理事長も「せめてスタッフの賃金とボーナスを介護保険施設なみに、また役員にもわず

かばかりでも手当てを払いたい」と願う。

中央会の支援に大きなメリット

本田理事長が同組合を立ち上げたのは、国に頼らず、自分たちの幸せな老後を自分たちで実現しようという発想から。そのためには企業組合の形態が最適だった。「熱い心とノウハウはあっ



悠々のアイドル犬、カレン。
入居者もペット可(屋外にて)

ても、事務能力に欠ける私たちにとって事務スタッフは非常に重要。その人件費は企業組合なら何とか捻出できますが、NPOでは補助がなく、立ち行かなくなる大きな原因にもなっています。このような事業体がうまくいくためには、企業組合を立ち上げ、中央会の指導・支援をいただくことが必要。それだけに、スタートして4年、ようやくパソコン能力に長けた事務スタッフを採用できたのはうれしい限りです」

実際、活用できる補助金があっても、NPOの役員・スタッフが現場作業に追われ、事務能力の乏しさもあり申請できないことも多いという。本田理事長は中央会の支援に大きなメリットを感じているようだ。

将来の国の施策として検討

「村の人たちは口々に、いつか自分も悠々に入りたいと言うんです。それは、生き方を強制されないから。入所しているお年寄りたちは自分のペースで生活できるので、みんな穏やかな顔をしているでしょ」

同センターには国や自治体から多くの方々が視察に訪れ、高齢者福祉の最先端事例として注目。特に国土交通省では、民間有志が資金を出し合い、自分たちの老後のために自ら運営・管理する同センターの取り組みを、将来の国の施策として検討しているという。

本田理事長の理念がこの国の福祉の未来を変えようとしているようだ。



地域交流センター悠々全景

経営力強化保証について

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関[※]と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として設立された制度です。ぜひご活用ください。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（平成24年8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

経営力強化保証の概要	
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円以内）
保証割合	責任共有制度の対象 （ただし、責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象除外）
資金使途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
申込方法	金融機関経由
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業計画書（申込人が策定したもの） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

三井生命からのお知らせ

長野県中央会団体扱の ご案内

「オーナーズプラン」のご契約要件

ご契約者さまが組合員
(法人または個人事業主)

「パートナーズプラン」のご契約要件

ご契約者さまが組合員企業に
勤務する役員・従業員

月払契約の場合、団体扱となり、一般扱(口座振替扱)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳しくは「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

主な保険商品



大型保障と、資金の積立機能を備え、企業の発展や個人のライフサイクルの変化に応じて、保障見直しが可能です。

その他に医療保険など多彩な商品がございます。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 長野支社
〒390-0811 松本市中央 1-21-8 三井生命松本ビル2F
TEL:0263-34-3585

上田市 常田館（笠原工業株式会社）が 国の重要文化財に指定されました

かつて上田市は岡谷市や須坂市と共に「蚕都」として日本の製糸業の発展に大きく関わってきました。

国の伝統的工芸品の信州紬は生産する地域により名称が異なりますが、上田市は「上田紬」の産

地として江戸時代より養蚕が盛んに行われ、それに伴い製糸業も発展してきました。生糸は戦前の主要輸出商品として、外貨獲得手段の重要な商品でした。

明治33年、常田館製糸場として上田工場の創業以来「誠実・努力・協和」を社訓として激動の時代を歩んできた「笠原工業株式会社」は昭和59年に実施された構造改善事業により製糸業を休止しましたが、製糸業で培った「ものづくり技術」を生かし現在は電子機器・発泡スチロール等の製造を行っています。平成19年11月、敷地内に残る木造5階建の繭倉庫他3棟が経済産業省の「近代化



笠原 一洋 会長

産業遺産」に認定されました。

その中の常田館は明治41年に洋館風事務所として建築され、現在は近代日本文化と共に歩んだ製糸業界の貴重な資料や美術品を展示する「常田館 絹の文化資料室」として使用されています。

「シルク・サミット2007 in 蚕都上田」が開催されたときは、全国から多くの養蚕、製糸、染織等の生産活動を営んでいる方や、博物館・資料館の関係者等、絹に関わりを持つ個人や団体が上田市を訪れ、常田館は「絹の文化展示会場」となりました。

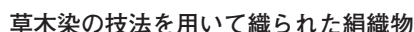


木造5階建繭倉庫

また、4月5日～21日には、重要文化財指定後のイベントとして企画展「達磨（だるま）展」な



笠原一洋会長は「今後は染物や工芸品の若手育成にも力をいれつつ、各種企画展なども開催したい。」と話され、今後の施設活用が期待されるところです。



↑ 国道 18 号

79

141

上田常入郵便局

鷹匠町

常田 2 丁目

常田館

笠原工業(株)

イオン 上田店

77

J R 上田駅

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業の公募が始まりました。

平成25年3月13日に本会が「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業」に関する地方事務局として採択され、3月15日より第1次の公募を行いました。

この事業は、ものづくり中小企業者・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助（補助率3分の2上限1,000万円）します。これにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、ものづくり産業基盤の底上げを図



公募説明会：諏訪会場

るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的にしています。平成24年度の補正予算により、全国で1,007億円の規模で実施されます。

4月3日には諏訪会場で、4月5日には長野会場で公募に関する説明会を開催。関心が高く各会場では大勢の方にご参加をいただきました。

第1次公募の第1回締切りには短い期間ながら県内で100社の申請をいただきました。全国では1,834社の申請で、長野県は全国で第4位の申請数となりました。

第1次公募の第2回締切りでは376件の申請をいただいております。

現在全国採択審査委員会で審査が行われております。地方の中小企業や小規模事業者にまで景気回復が及ぶにはまだまだ時間を要することから県内から1件でも多くこの事業に採択されることを期待しております。

今後は第2回・第3回の公募も予定されております。不採択となってしまった案件につきましても、計画をブラッシュアップしての再チャレンジが認められております。多くの企業や事業者の皆様の申請をお待ちしております。

ながの共済

傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで！

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

長野県で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

長野県のこれまでの最低賃金 694円

700円 時間額

[発効日] 平成24年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBで
チェック
しよう!



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力下さい。



☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。ライフスタイルの見直しで、1人1日1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2013

5

No.438

第438号 平成25年5月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)